

長崎市農業委員会 令和8年1月総会 議事録

1 日 時 令和8年1月28日(水) 14:00 開会
15:20 閉会

2 会 場 長崎市役所7階 大会議室(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(18名)

井川 義英	池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和
尾崎 正孝	上川 満治	柴原 恵	永岡 亜也子	野中 麻美
平尾 政博	増田 茂	松尾 隆治	峰 忠幸	森保 欣也
森山 安男	山口 眞佐栄	山崎 実男		

5 欠席農業委員(1名)

柳川 八百秀

6 出席推進委員(24名)

今村 秀喜	浦川 英敏	川添 孝則	河平 久明	城戸 利美
久保 正	田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也
野口 弘人	野口 洋太郎	野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博
松浦 行信	松本 貞幸	松本 守	三浦 信男	宮崎 好徳
村田 美津枝	森内 悟己	山口 憲昭	山下 和孝	

7 欠席推進委員(0名)

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長 松尾事務長 稲岡農政管理係長 中山農地係長
浦上主事

【農林振興課】 末永課長 峯松企画農政係長 柳井係員

9 議事

【付議事項】

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進景観（案）の意見審議について
- (4) 非農地の判断について

【報告事項】

- (1) 事務局長専決事項の報告について
- (2) 長崎県農業会議常設審議委員会について
- (3) 令和7年度農業委員会会長・事務局長会議、研修会（後期）について

【その他の事項】

- (1) 地域計画の変更について
- (2) 農地利用意向調査の未回答者への戸別訪問による調査について
- (3) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について
- (4) 令和8年度 運営委員会・総会開催日程について
- (5) 全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について
- (6) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について
- (7) 令和8年2月、3月の行事予定について

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から、令和8年1月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配布させていただいておりますので、ご確認ください。また、本日はその他の事項1「地域計画の変更について」の説明のため、農林振興課の職員の方に出席していただいておりますので、ご紹介いたします。末永農林振興課長です。峯松企画農政係長です。柳井係員です。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。今月も終わりに近づいてますけれども、あけましておめでとうございます。今年の干支は午でございます、エネルギーで前向きな行動が成功を呼ぶとされて、新しい挑戦に適した年とされております。また、今年改選の年でもありますのでよろしくお願いいたします。それでは、1月の農業委員会総会を始めたいと思います。委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は24名でございます。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。野中麻美委員と森保欣也委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○野中農業委員・森保農業委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は農林振興課の方に来ていただいておりますので、先にその他の事項1「地域計画の変更について」説明をお願いします。

○農林振興課長 改めまして、農林振興課の末永です。よろしくお願いいたします。それでは右上に令和8年1月28日、長崎市農林振興課と記載があります「令和8年度の地域計画の変更について」で説明させていただきます。まず資料の確認をさせていただきます。封筒の中は地域ごとに違いますので、別にお配りした資料をご覧いただきたいと思っております。まず、今申し上げました「令和8年度の地域計画の変更について」の資料が1部、「地域計画変更マニュアル」カラーの資料が1部、「(参考)様式第5-2号」の資料が1部、A3の地図が1枚、任意様式の「地域計画(変更案)についての意見書」が1枚でございます。青い封筒の中には各皆様の地域の地域計画が入っておりますけれども、後ほどご覧いただきたいと思っております。

まず、「令和8年度の地域計画の変更について」の資料をお願いします。地域計画につき

ましては、令和6年度末、令和7年3月に皆様方、農業委員さん、推進委員さんに大変ご尽力いただきましてありがとうございました。おかげさまで24集落の策定が済みしております。後ほど説明をさせていただきますけれども、一度作って終わりではなくて、ブラッシュアップの必要性を十分認識しておりますけれども、少し遅れ気味のところがございません。今後につきましては、各地域の農業委員さん、推進委員さん、農業委員会の皆様と話をさせていただきますながら進めていきたいと思っておりますので、ご協力、ご了承をいただきたいと思っております。それでは1ページの「1 変更内容」をご覧ください。今年度令和8年度の変更内容につきましては(1)地域内の農業を担う者一覧の更新と(2)目標地図の修正をさせていただきますと考えております。それぞれの内容につきましては、四角で囲んでいる部分でございます。次に「2 変更の手順及びスケジュール」につきまして、説明いたします。(1)関係者の意見聴取につきましては、農業委員、推進委員の皆様方と農協等関係機関の聴取を行いたいと思っております。期間は2月13日までを考えております。農業委員会の皆様へは資料配布のみで説明させていただきます。また、広く意見を聴取させていただきたいので、長崎市ホームページ上でも周知を行いたいと思っております。そのあとの流れにつきましては、2月の総会でお時間をいただきまして、農業委員会で説明させていただきたいと思っております。変更計画の策定につきましては3月下旬を予定しております。

めくっていただきまして2ページをご覧ください。ブラッシュアップに向けた取組方針が長崎県から示されておりまして、モデル地区につきましては、基盤整備構想等がございますので、長崎市におきましては矢上・日見地区を選定させていただいて、取組を進めていきたいと思っております。

3ページ、4ページにつきましては別紙になりますけれども、主な変更案の内容を記載しております。その他詳しい説明につきましては係長の峯松から説明いたします。

○企画農政係長 農林振興課の峯松と申します。よろしく願いいたします。先ほど課長から説明があったものについて補足させていただきます。「地域計画変更マニュアル」をご覧ください。1ページを開いていただいて、地域計画を去年の3月に策定したところなんですけれども、これにつきましては1回作っただけじゃなくて、毎年ブラッシュアップをしてくださいという話があります。この地域計画につきましては、今後守っていくべき農地とその農地を活用する担い手の人たちを計画の中にしっかり位置付けて、目標地図の中でどういうふうに活用していくかというのを色をつけて1筆ごとに落とし込んでいくというのが主なものになるんですけれども、当然毎年農地の賃貸借や補助事業の活用等で、担い手や農地利用者が変わっていく部分がありますので、それをしっかり反映させなさいということになっております。

2ページなんですけれども、地域農業の将来の在り方等ということで、農業委員会の方でも農地中間管理機構を通して賃貸借を行った部分については皆さんにご意見を聞いているかと思うんですけれども、その部分の変更があります。また、農業を担う者ということで、色々な補助事業を活用する人たちがこの農業を担う者というところで、しっかり位置

付けなさいというふうになっております。

3 ページをご覧ください。作る時には皆さんの地元で集落座談会などを開催させていただいて、皆さんにもご参加いただきながら色々な意見を地図を広げながら聞いたと思うんですけれども、作った後については、なかなか毎年座談会を開催して意見を聞くというのが厳しい部分がありますので、書面で意見を聞いたりとか、ホームページで意見を聞くという形でもいいよというふうになっております。今回変更をかける案件につきましては、もうすでに毎月の総会で中間管理事業を活用して農地の貸し借りをやっている方たちについては、皆さんにご確認いただいていると思いますので、そういったものについては今回はホームページで皆さんにご意見を聞こうと思っております。それ以外にも関係機関の皆様にも、この場で農業委員会さんとか、県央振興局さんとか農協さんには別途ご意見を聞こうと考えております。

次に「令和8年度の地域計画の変更について」の3ページをご覧ください。資料の見方なんですけれども、新規と書いた部分の1番から22番のところが中間管理事業を活用して農地の貸し借りをを行った方たち、24番から26番の方たちは経営継承ということで新たに担い手になった方たち、補助事業の要件として地域計画に位置付けられているということが定められている人を新規で入れています。また、新たな地域への追加ということで、別の地区で担い手として位置づけられていたんだけど、地区に追加しなければならない人とか、元々の地区から変更する方とか、削除の部分はお亡くなりになったり、就農を断念されたりして、今回外す方を位置付けております。

次に4ページの目標地図の変更内容というところで、今回目標地図に新たに追加または削除した農地というのが25筆2.3haということになっています。また、新たに将来の受け手が位置付けられた農地ということで65筆5.2haが今回位置付けられております。①の目標地図への新たな追加というのは琴海地区の長浦・戸根・戸根原の地図で言いますと、白枠で囲んでいる部分の赤枠の黄色メッシュの部分になります。こういったところが新たに追加された農地ということになります。また、②の新たに将来の受け手が位置付けられた農地というのは、担い手がまだ決まっていないところが、グレーで網掛けされているところなんですけれども、ここに担い手が決まったら色が付くというかたちになります。そうやって色が付いた面積が5.2haというかたちになります。この地域計画の資料をご覧くださいなんですけれども、長浦・戸根・戸根原の分をサンプルで付けさせていただいております。先ほどの農地の面積等の変更がありますので、1の(1)の地域計画の区域の状況というところの面積が変更になっております。それと、主な変更点といたしましては、4ページ以降の地域内の農業を担う者一覧が追加になっていたりとか、5ページになりますけれども、認定新規就農者だった方が認定農業者になったりとか、6ページのところで亡くなっていたりとか、就農を断念された方、品目が変わった方、そういったところを見え消しにして変更をかけております。7ページなんですけれども、属性に利用者になっている方が、認定新規就農者や認定農業者ではないけれども、農地中間管理事業を使って農地を借りた方になります。そういったかたちで今回朱書きの部分を変更しております。それぞれの地区の地域計画を水色の封筒に入れておりますので、ご確認いただいて、農業を担う者

に入れとかないといけない方が入っていないとか、地図についてもちゃんと耕作されているのに色がついてないとか、そういったご意見がありましたら農業委員会事務局の方に2月13日までに意見書の様式を提出していただければと思います。サンプルでお配りしている地域計画につきましては、個人名が記載されていますので、くれぐれも取扱いに注意してください。何かご質問、ご意見がありましたらお気軽に農林振興課の方にご連絡いただければと思います。説明は以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から説明がございましたが、この件についてご意見、ご質問はございませんか。

○城戸推進委員 お尋ねします。ブラッシュアップというのはどういう意味なんですか。

○企画農政係長 よりよいものに更新していくという意味です。

○城戸推進委員 横文字は分かりにくいもので。あと、到達者というのはなんですか。

○企画農政係長 すみません、説明が漏れていました。到達者というのは、元認定農業者で、今は認定農業者にはなっていないが地域の中心として頑張っている方を到達者という表現にしております。

○城戸推進委員 利用者は農地中間管理事業に関わった人ということですか。

○企画農政係長 そうです。

○城戸推進委員 この表を見れば、現状と10年後ということで、現状ですでに80歳以上になっている方が結構いるわけです。そしたら10年後90歳、そうしたときに経営面積が同じというのはできるのかなと、そういう懸念と、この農業委員としての関わり方、なにをすればいいのか。

○企画農政係長 ご年齢の話はおっしゃるとおりだと思います。今のところ、長崎市だけではないんですけれども、どうしても短期間で地域計画を作りなさいという中で、どこの自治体もそうなんですけれども、まずは現状を入れていくというところになっています。ですので、年齢を問わず、今作っている方を落とし込んでいくという形になっております。ただ、本来の地域計画はそうではなくて、10年後もしっかり担い手として地域の農地を守っていく方たちを位置付けないといけないので、その辺も含めて本当はこれから皆さんと話し合いをしながら、この方はこれからも頑張っていたかかないといけない、逆にこの方は農業をやめている方だから外そうといった話をしないといけないんですが、現状はそう

いった形でほとんどの皆さんを載せている状況です。

農業委員さんをお願いすることは、今回はホームページ上での簡易的なやり方で計画を変更させていただくんですけれども、本来は皆さんと座談会を開催してお話しながら作っていくというのが趣旨となっていますので、全地区24集落を毎年回るというのは、なかなか難しい部分もあると思いますので、今後はモデル地区ですね、基盤整備をこれから進めていくような地区とか、集積率の低い場所等を重点的に進めていくということになりますので、その際には皆さまのご協力をいただきながら座談会等を開催したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 農業委員、推進委員の皆さんには、いろんな会合の中で地域の皆さんの意見を聞く場を作っていて、常に農業者の意見を集約していかなければいけないと思っておりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、農林振興課の方はここで退席されます。ありがとうございました。

— 農林振興課職員 退席 —

○議長 それでは総会を進めさせていただきます。続きまして、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容をご説明いたします。まずは、第1号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する現川町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模の縮小のため、譲受人が農業経営規模の拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で450日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野口洋太郎推進委員よりご報告いただきます。

○野口（洋）推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月15日に私と池田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を予定しています。第6

号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に第1号議案2番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する飯香浦町の農地3筆について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は農業経営規模縮小のため、譲受人は農業経営を拡大するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は農作業常時従事日数は2人で250日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野口弘人推進委員よりご報告いただきます。

○野口（弘）推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は果樹の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」に関してご説明いたします。第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地2筆について、〇〇〇の〇〇が建設残土処分による2年間の一時転用目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で

甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面計画図でございます。今回は3工区の○番○及び○番○の農地が対象となります。図面の左側、北西側の色が塗られていない工区については以前手続きを経て、今回と同じく一時転用され、埋め立てがなされており、一部は農地に復旧されております。次が断面図になります。最大4.6m程度の盛土を行う計画となっております。今回は一時転用となりますので、埋め立て完了後は農地として復元することとなり、復元方法については地権者の合意を得ています。盛土の法面下にはコンクリート塊により土留めを行い、雨水排水については、北側及び東側に水路を、南側に側溝を整備し、汚水・生活雑排水は発生しません。なお、本件は盛土規制法に該当する案件になりますので、宅地造成または特定盛等に関する基準に基づき、工事の許可申請もなされております。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いいたします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月15日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、残土処分場として一時転用を行うものですが、埋め立て等に関する法面勾配や排水などの技術基準は盛土規制法に基づく基準に従って行われます。なお、埋め立て後の農地復元については地権者の合意も得ていることから、一時転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして、第3号議案農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」の内容をご説明いたします。まずは1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆2,481㎡について、長崎県農業振興公社が10年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理

権を取得するものでございます。また、今説明いたしました川原町の農地について、10年の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は6,498㎡となり、利用につきましては花卉の栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員よりご報告いただきます。

○山口推進委員 1番の現地調査についてご報告いたします。1月6日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については花卉の栽培を行っています。現地状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第3号議案2番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆、計775㎡について、長崎県農業振興公社が10年の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆について、10年の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は17,428㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告いたします。

○松浦推進委員 現地調査について報告します。1月6日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはサツマイモの栽培を行います。現地状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第3号議案3番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆445㎡について、長崎県農業振興公社が10年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました宮崎町の農地1筆について、10年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は445㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告いたします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月6日に、私と森保農業委員、

事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第3号議案4番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する北浦町の農地15筆、計20,494㎡について、長崎県農業振興公社が10年の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました北浦町の農地15筆について、10年の使用貸借により、〇〇さんの孫にあたり、同じ農業経営体の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、27,053㎡となり、利用につきましては、ポンカンの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、村田美津江推進委員より報告いたします。

○村田推進委員 4番の現地調査について報告します。1月7日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはポンカンの栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第3号議案5番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地2筆844㎡について、長崎県農業振興公社が10年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました琴海戸根原町の農地2筆について、10年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は7,050㎡となり、利用につきましては、サツマイモの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、事務局より報告いたします。1月6日に平尾農業委員と田中推進委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはサツマイモの栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

続きまして、第3号議案6番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆、1,967㎡について、長崎県農業振興公社を通じて10年間の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行っていましたが、今回、〇〇〇の〇〇さんに借受人の移転を行うものです。設定後の経営面積は、22,281㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を行います。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しており

ます。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告いたします。

○濱口推進委員 現地調査について報告します。1月6日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の移転を行うもので、利用についてはイチゴの栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第4号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案「非農地の判断について」の内容をご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が2件、筆数が3筆、面積計1,529㎡について、非農地通知申出が提出されております。

1番について説明いたします。〇〇〇の〇〇さんが所有する飯香浦町の農地1筆で、面積は406㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、調査を行いました野口弘人推進委員よりご報告いただきます。

○野口（弘）推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 2番について説明いたします。〇〇の〇〇さんが所有する京泊三丁目の農地2筆で、面積は計1,123㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しており、〇〇付近になります。次が拡大

したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、調査を行いました野本英世推進委員よりご報告いただきます。

○野本推進委員 現地調査についてご報告いたします。1月19日に私と井川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1「事務局長専決事項」についてご報告いたします。報告事項の資料1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用の届出が4件提出されました。また、農地法第5条第1項第6号の市街化区域内で権利の移動が伴う転用の届出は9件提出されました。合計13件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、1月9日に開催されました。資料は、4ページと5ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和7年度農業委員会会長・事務局長会議、研修会（後期）について」事務局から報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、令和8年1月20日火曜日に開催された、令和7年度農業委員会会長・事務局長会議（後期）に、平尾会長と萩原事務局長が出席されましたので、主なものについてご報告いたします。左上に②-1と記載した報告事項の資料の1ページを

ご覧ください。当日は次第3の(1)から(5)に記載のとおり、現在の農業委員会に関する国の情勢や、県内各農業委員会の令和7年度重点活動の進捗状況、そのほか、長崎県農業会議が県に提出予定の意見・要望書の内容などについての説明があり、意見交換を行っております。なお、次第3の(2)令和7年度重点活動の進捗状況につきましては、資料の2ページに令和7年12月末の実績数値を掲載しております。また、次第3の(3)、長崎県の農業施策に関する意見・要望書については、資料の3ページと4ページに県農業会議から県に対して提出予定の意見・要望書の項目について、掲載しておりますので、ご参照ください。そのほか、次第のとおりですが、確認したい項目がありましたら、事務局に資料がございますので個別に閲覧ください。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今の件について、皆様から、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項2「農地利用意向調査の未回答者への個別訪問による調査について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項2「農地利用意向調査の未回答者への戸別訪問による調査について」ご説明させていただきます。左上に③と記載したその他の事項の資料1ページをご覧ください。農地利用意向調査は、農地法第32条の規定に基づき、遊休農地所有者に対し、農地の利用意向について調査を行うもので、農地利用状況調査の結果、遊休農地(A分類)と判断された301世帯、428筆の農地の所有者を対象として、昨年11月14日に利用意向調査票を送付しております。調査票の回答期限は、12月22日(月)としておりましたが、1月8日(木)までに回答があった世帯は164世帯で、回収率は54.5%となっております。未回答の調査対象者に対し、委員の皆さんに個別訪問をお願いさせていただくこととなりますが、その手順についてご説明いたします。

まず、資料中段の調査手順の1に記載しておりますが、未回答者の調査票とリストを、本日、それぞれの地区の農業委員さんに配布しておりますので、担当の推進委員さんと調整をお願いします。

次に、手順の2に記載しておりますとおり、未回答者宅を訪問いただき、調査の対象となっている農地の利用意向の確認をお願いします。利用意向の選択肢は、①農地中間管理事業を利用、②自ら買い手または借り手を見つける、③自ら耕作する、④その他、⑤現在耕作中の5つの選択肢になります。どうしたらいいかわからないという方へは、①の農地中間管理事業の利用を勧めていただきますようお願いいたします。また、対象の農地の場所がわからないという方については、「④」を記載していただき、備考欄に場所がわからない旨の記載をするようご説明をお願いします。

また、訪問先で対象者から、本調査に対する苦情等により協力を頂けない場合は、改めて事務局で対応しますので、事務局に連絡をお願いします。最後に、手順の3に記載しておりますが、回収につきましては、訪問された委員さんが回収して事務局へ提出いただくか、同封しております返信用封筒にて所有者から郵送で返送いただくようお願いいただくか、どちらかの方法をお願いします。なお、再度のお願いにおける調査対象者からの提出期限は2月28日（土）としております。その後委員さんにおいて調査票を回収した場合の事務局への提出期限は、3月6日（金）までとさせていただきます。ご多忙の中大変申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、何か皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項3「農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項3についてお知らせいたします。資料は、引き続き2ページをご覧ください。先月の総会でもご説明いたしましたとおり、現在の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の任期が、令和8年7月19日までとなっており、新たに委員を選任する必要がありますので、長崎市において農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集いたします。募集の対象は、農業委員が、「農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進などを適切に行うことができる者」、推進委員が、「農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者」となっております。募集人員は、今の定員と同様農業委員が19人、推進委員が24人となっています。個人応募の場合は、所定の申込用紙を農業委員会事務局へ提出していただきます。各地域センターで預かって、事務局へ回送してもらうことも可能です。団体推薦の場合は、推薦団体いただく団体を通して提出していただく流れとなります。申込用紙は農業委員会事務局や、中央を除く各地域センターに設置しているほか、長崎市のホームページにも掲載しております。募集期間は、令和8年2月2日から3月3日までの約1か月間です。

任期は、農業委員が、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間、推進委員が、令和8年7月20日以降で委嘱を受けた日から令和11年7月19日までとなっております。その他、詳しい内容につきましては、本日、募集要項及び団体推薦用の申込書を用意しておりますので、必要であれば職員に申し出ていただき、お持ち帰りください。再任を妨げるものではございませんので、皆様方の農業に関する見識を、引き続き活かしていただけるといふことでしたら、申込書等を期限内にご提出していただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

○城戸推進委員 この農業委員、推進委員の定数の43名はそのままなのか。また来年から市議会議員が40名から36名になると聞いているんですけども、そこらへん定数の確認。それと新聞か何かで他所の地区は農業委員、推進委員の一元化ということを報道されていたのを見て、そこらへんの考え方を教えてもらえれば。今後これから約1か月かけてこの話し合いをしますので、そこらへんを踏まえてご教示賜りたいと思います。

○事務局長 まず、定員数の関係なんですが、言われるように議会の方を参考に言われたんですけど、次期から今の40名から36名に減るという決定をしておりますけれども、農業委員につきましては今のままの定数ということで次の募集をさせていただきたいと思っております。併せて、農業委員と最適化推進委員を一緒にするという話なんですけど、この前先ほど報告があった農業委員会会長・事務局長会議でも、国の方でそういう議論がなされていると、農業新聞にも少し書かれていることもあるかなと思うんですけども、そういう検討はなされているという状況ですけども、今の段階では何かが決まっているということではございませんので、次の募集については今のままと。その動きにつきましては、今後の国の方の法律改正も必要になってきますのでその状況を踏まえた上での判断ということになるのかなと思っております。以上です。

○城戸推進委員 担い手確保でそこらへんの話をしよるんですよ。それで農業委員と推進委員の仕事はなんなのか、どこがどう違うのかということですね、話をしてるので、参考になれば、国の動きを見ながら検討していきたいと思っておりますので、報告させていただきます。

○議長 一応、農業委員と推進委員の併存配置の問題はそれぞれの市町の自治体の考え方によると思うんですよ。ですから、うちのように農業委員と推進委員がうまく協力して仕事ができているようなところは、私はそのままだでも結構なんじゃないかと思っております。おそらく、全国を見ても半分くらいはそのままいくんじゃないかなという感じで聞いておりますので、そこらへんはまた今後、自治体がどういった考えをもっておられるかわかりませんが、農業委員だけにすれば費用もかさんできますので、じっくり皆さんとも話し合いながらやっていければと思っておりますので、できる限りこのままでいいんじゃないかを感じているところです。

他にございませんか。

○森内推進委員 お尋ねします。これは一般公募の分でしょうか。JAからの推薦ということであったと思うんですけども、それとの絡みはどうなっているのでしょうか。

○農政管理係長 JAからの推薦は団体推薦になるかと思うんですけども、それもこの期

間内ということになっておりますので、JAを通して農業委員会に提出していただくかたちになります。

○森内推進委員 立候補する人がJAに働きかけてということになるんですね。

○議長 一応事務局の方で推薦のお願いに行きますので、それで各支店長が推薦を書くわけですがけれども、必着が3月3日ということになっておりますので、そこら辺を踏まえて、各地区で支店長さんと協議をしていただいて、何日くらいまでに出したら推薦していただけるかということも協議して決めていただけたらと思いますので、結構早い時点で提出しなければ、農協も簡単にはできないと思いますのでよろしくお願いします。

○森内推進委員 ありがとうございます。

○岩本農業委員 さっきの件なんですけれども、農業委員は推進委員と分けても、その地区のできることはできるんですか。国の指導の下でしないといけないのか。そういうところが分からないので、それとも推進委員と農業委員と決められているかたちでしていいのか。それか国の指導に従って、農業委員を定数どおり揃えないといけないのか。

それと募集の件で、農協推薦と個人で出す公募がありますよね。個人で出す分ですね、その絡みはどうなっているんでしょうか。

○事務長 今、募集ということで、団体推薦の分は先ほど会長からありましたが、各支店長さんを通して推薦いただくと思うんですが、個人の場合は、個人が応募するのか、それとも複数名の方が推薦をして、応募をしていただくというかたちの3パターンあるということになってまいります。なので、例えば何人かの農業者の方が誰かひとり適任の方がいらっしゃれば、その方を推薦するというかたちで応募させるということもございます。

○岩本農業委員 それは個人の立候補者を推薦で出すということですよ。農協からの推薦だけでなく、個人で3人か4人で推薦すれば個人でも出られるということですよ。

○事務長 その通りでございます。個人ひとりで応募する方法か、何人かの方が推薦する方法もございます。

○議長 農協推薦だけではなく、自治会推薦でもいいわけですよ。みかん部会とかの推薦でもいいわけですよ。最終的には審査会で審査しますので。それから、私が先ほど申し上げました、併用配置の問題は国の法律で決まるわけではないと思うんです。ですから、できるだけこういった方法でやればどうかというふうな考え方になるんじゃないかと思っております。今までうまくいっているところは、そのままいいんじゃないかと思っております。費用をちゃんと負担してくれれば全員農業委員さんになってもらってもいいんですけれども、

なかなか自治体としても財政的な考え方もあると思いますので、そこらへんは各市町でしっかり考えて条例を制定していただくのではないかと考えております。

○岩本農業委員 委員の定数が減る可能性もあるんですね。

○議長 それはないと思います。長崎市はこれだけの皆さんがいらっしゃらないとなかなか、利用状況調査やいろんな仕事が増えてきている中で、こなせないと思いますので、私はそのままと考えておりますが、皆さんとまた協議していきながら進めていければと思っていますのでよろしくお願いします。

他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きましてその他の事項4「令和8年度運営委員会・総会日程について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項4「令和8年度運営委員会・総会開催日程について」説明させていただきます。資料は引き続き3ページをご覧ください。令和8年度の運営委員会及び総会の開催予定表をそれぞれ掲載しております。開催日につきましては、総会での議案になる農地法にかかる許認可申請などの受付期間及び、申請受付後の現地調査の期間、並びに申請書の県への進達日を考慮して予定を組んでおります。なお、開始時間につきましては、基本的には14時から、会場につきましては、運営委員会は市役所14階会議室、総会は市役所7階大会議室を使用する予定としております。なお、令和8年度は現在の委員が任期満了となるため、7月は新しい任期の委員による臨時総会を開催し、辞令交付、推進委員選定審査会等を行い、その後、運営委員会及び総会を開催する流れとなる予定です。また、日程及び会場については、その時の状況により変更となる場合がありますことを申し添えます。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項5「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項6「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項5及び6について、続けて説明させていただきます。

まず、その他の事項5「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」でございます。資料は引き続き、4ページをご覧ください。令和7年度の目標部数は116部となっております。現在の購読部数は先月の報告以降、新規申込、中止申出はありませんでしたので、前月からの増減はなく88部となっております。なお、1月9日の号に掲載がありましたとおり、令和8年4月から購読料が月額700円から900円に引き上げとなります。毎月の負担が増えることとなりますが、今後とも継続して購読いただけるようご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、その他の事項6「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について説明いたします。資料5ページから8ページに「令和7年度の活動記録集計表」を記載しております。ご確認いただき、日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合は、後ほど事務局にご連絡ください。なお、2月分の活動記録簿の提出につきましては、最適化活動に係る年間報酬算定のため、紙でご提出の委員の方は2月27日の総会までにお持ちくださるようお願いいたします。タブレット入力の委員の方は、3月8日までに入力くださるようお願いいたします。その他の事項5及び6についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他にご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

○森山農業委員 先ほどのことでお尋ねしたいんですけども、3号議案の4番で、利用権を設定する者と受ける者の住所が一緒になっているんですけども、この関係は親子関係なのか、どういうふうになっているんでしょうか。もし親子関係であれば所有権移転を先に持ってくるのかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○農地係長 この〇〇町の〇〇さんは〇〇さんのおじいさんになります。今までは同じ世帯、経営体としてポンカン栽培に従事していたんですけども、〇〇さんがご高齢になってきたということで、同じ世帯内ではあるんですが、〇〇さんの経営面積は27,053㎡ということなんですけれども、その中の20,494㎡を〇〇さんに利用権を設定するというかたちで移行を進めていくということで、農業経営の移行ということで聞いております。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後に、その他の事項7「令和8年2月、3月の行事予定に

ついて」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 ありがとうございました。それでは、これで1月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。